様式第2号（第6条関係）

誓　約　書

　下北山村住宅活用促進事業補助金交付要綱に基づく交付申請にあたり、下記の事項について誓約し、違反があったとき又は事実と相違があったときは、補助金を直ちに返還します。

1　移住定住に関すること

（１）新築又は賃貸のために改修及び物件を購入並びに改修し居住する場合は、本補助金の交付を受けた年度から起算して、10年以上同物件に居住します。

（２）賃貸するために所有する空き家を改修し、当該物件を第三者（三親等以内の親族でない者）に貸し出す場合は、やむを得ない場合を除き、本補助金を受けた年度から起算して10年間は変更せず、賃貸を行います。

（３）村外者にあっては、事業完了日から起算して1ヶ月以内に下北山村に転入します。

２　補助対象について

（１）補助金対象者及び補助対象物件について、次の何れにも該当しません。

ア　村税等に滞納のある者。ただし、新たに移住しようとする者は、前住所地における滞納も含む。

イ　過去20年間に同一物件において、本補助金の交付を受けた物件である。

ウ　過去に補助金を受けた世帯である。

エ　購入又は賃貸する者と所有者が三親等内の親族関係にある者

オ　世帯全員が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当する暴力団員等である者

カ　不動産事業等を営む者

キ　その他村長が不適当と認める者

３　その他

（１） 賃貸物件の改修について、賃貸契約終了後に当該事業に係る工事に関して買取り等を請求しません。

（２）本事業は原則として年度内に完了し、報告します。また、当該物件の購入若しくは工事が完了した日から起算して１ヶ月以内に住民票を移し、当該物件に居住します。

（３） 本補助金の返還が生じた場合は、事情の如何に関わらず、原則として申請者が返還をするものとし、返還にて生じた損害等は物件契約者双方で協議し解決します。

年　　月　　日

下北山村長　　　　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日

連絡先